

## ひろさき縁農サポーター認定制度 実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が定める援農活動及び情報発信を積極的に取り組む企業等を市長がひろさき縁農サポーター（以下「認定企業等」という。）として認定し、当該企業等が社会的に評価される仕組みを作ることにより、企業等の自主的な取組を促し、援農活動の機運醸成を図ることで、当市の農業をサポートする多様な企業や団体との縁が輪のように広がっていくことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「企業等」とは、2名以上で構成される団体をいう。ただし、以下に該当するものを除く。

- (1) 現に農作物の生産を行っているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (3) 消費者金融
- (4) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの
- (5) 政治・宗教団体
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生手続中の事業者
- (7) 当市の市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税又は軽自動車税）を滞納しているもの
- (8) 暴力団及び暴力団と関連する団体等
- (9) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び育児・介護休業法等の労働関係法令に違反する重大な事実が過去3か年以内にあるもの
- (10) 各種法令に違反しているもの

### (認定の申請)

第3条 認定を受けようとする企業等は、ひろさき縁農サポーター認定申請書（様式第1号）にひろさき縁農サポーター実施計画書（様式第2号）を添付して、市長に申請しなければならない。

### (認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別表に定めるひろさき縁農サポーター認定基準（以下「認定基準」という。）に照らしてその内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、その結果を公表するものとする。
- 3 市長は、必要に応じて企業等に対して聞き取り調査又は現地調査を実施し、申請内

容の確認を行うことができる。

- 4 市長は、認定企業等として認定を行ったときは、当該申請を行ったものに対し、認定の証としてひろさき縁農サポーター認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）、ロゴマーク入りシール及びロゴマーク電子データを交付し、認定を行わなかったときは、当該申請を行ったものに対し、その旨を通知するものとする。

（認定期間）

第5条 認定期間は、認定の日から2年間とする。

（認定の辞退）

第6条 認定企業等は、認定基準を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、速やかにひろさき縁農サポーター辞退届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

（認定の更新）

第7条 第5条の規定による認定期間が満了した時点で、前条の規定による辞退の届出が提出されていない場合、認定継続の意思があるものとみなし、認定期間を更新する。

（取組状況の報告）

第8条 認定企業等は、認定を受けて市が定める援農活動に初めて取り組んだときは、農作業ボランティアまたはその情報発信のいずれか遅い日から15日以内に、援農活動実施報告書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

- 2 認定企業等は、認定期間が満了したときは、その満了した日の属する月の翌月末日（その日が弘前市の休日に関する条例（平成18年弘前市条例第2号）第1条に規定する市の休日に当たるときはその翌日）までに、その取組状況をひろさき縁農サポーター取組状況報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）により、市長に届け出なければならない。

- 3 前条の規定により認定期間を更新する場合における報告書の届出については、前項の規定を準用する。

（認定の取消し及び再申請の制限）

第9条 市長は次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定企業等が、第2条に掲げる企業等の要件又は認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 認定企業等において、市が定める援農活動が実施されず、また実施の意思が確認できないとき。
- (3) 認定企業等が、虚偽の内容により認定申請を行う等不正の手段によって認定を受けたとき。
- (4) 認定企業等の代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、自社、自己又は第三者の不正な財産上の利益を図るため、援農先に対し、金銭、物品その他財産上の利益を求めたとき。

(5) その他、認定企業等にふさわしくない行為があったと認められる場合。

2 前項の規定により認定を取り消した場合は、その旨を当該企業等に対して通知するものとする。

3 前項の規定により認定の取消しを通知された企業等は、速やかに認定証を市長に返還するとともに、ロゴマークの使用を終了しなければならない。

4 第2項の規定により認定の取消しを通知された企業等は、その通知の日から2年を経過するまで申請することができない。

(公表)

第10条 市長は、認定企業等について広く市民に周知するため、市の広報媒体への記載その他の方法により公表するものとする。

(変更の届出)

第11条 認定企業等は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、ひろさき縁農サポーター変更届出書（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

(1) 団体等の名称

(2) 代表者氏名

(3) 本社又は主たる事業所の所在地

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定企業等の認定に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。